

## (9) その他の人権課題

私たちの社会には次のような人権課題も存在しており、このような人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

### ① 犯罪被害者及びその家族など

犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的に大きな苦悩を強いられますが、それだけでなく、マスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害、インターネット上での興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられるなどの二次的被害の問題が指摘されています。

本市では、2025（令和7）年4月に「東かがわ市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復及び軽減を支援することとしています。

被害後に生じる問題に苦しめられることのないよう、正しい理解と認識を推進するとともに相談事業などの支援に努めます。

### ② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人や、その家族に対する根強い偏見や差別意識があり、出所者の社会復帰を阻む要因の一つになっていると考えられます。

再び社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに生活を共にする家族をはじめ、支える親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力による仕事や住居の確保などが必要です。

刑を終えて出所した人に対して正しい理解と認識を推進するよう努めます。

### ③ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣、ユーカラなどの口承文芸など独自の文化や伝統を発展させてきました。

しかし、その文化や伝統は十分な保存や伝承が図られているとはいいがたい状況にあります。アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との較差がなお認められるほか、結婚・就職などにおける偏見や差別の問題が根強く存在している状況にあります。

2019（令和元）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者など

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全に関わる重大な問題です。国連でも、重大な人権侵害として深刻な懸念を表明する決議が採択されています。政府は総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を中心に、一体となって拉致問題解決に取り組んでいます。一方、事件を口実とした在日朝鮮人に対するヘイトスピーチや差別などが発生しないように、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ⑤ ホームレス

負債、失業や破産などの経済的理由、家族との不和などさまざまな理由や事情により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに路上生活などを余儀なくされて、健康で文化的な生活を送ることができない人がいます。また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。偏見や差別意識を解消するため、正しい理解と認識を推進するよう努めます。

#### ⑥ 震災などの災害に起因する偏見

震災などの大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。また、災害対応時には、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

#### ⑦ 感染症患者・元患者、難病患者など

結核、エイズ、ウイルス性肝炎、ハンセン病などの感染症に対する正確な知識と理解が十分に普及していないことから、これらの感染者や患者及び元患者が、周囲の人たちの誤った知識や偏見などにより、職場や医療現場で差別されたり、プライバシーを侵害されたりすることが問題となっています。

結核、エイズ、ウイルス性肝炎のような慢性感染症のみならず、すべての感染症において、感染経路や予防方法などの正確な知識や理解の普及を図るための教育・啓発を推進し、感染者や患者への偏見や差別を解消することが大切です。誰もが感染症に感染することを理解し、皆で感染予防行動への意識を持ち、お互いの人権を守る社会の実現をめざします。

## 5 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権のまちづくりを実現するためには、人権問題に関わりのある業務、市民と直接に接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が、人権尊重の理念を理解したうえで業務に当たり、常に人権尊重の視点から、自ら担当する事務や事業について見直していくことが大切です。

このため、本市では、次の取組を積極的に進め、職員などの人権意識の高揚を図るとともに、施策への反映に努めます。

### (1) 市職員

市職員はすべての業務において、市民の人権と直接的・間接的に関わっており、行政サービスを適切に提供する上で、人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けることが求められています。

このため、人権に関する各種の職員研修の実施や、人権啓発講演会等への積極的な参加により、市職員の人権意識の高めることを図ってきました。

今後も、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図り、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」をめざすため、市職員を対象とした各種人権研修を実施し、一層の人権意識の高揚に努めます。

### (2) 保育関係者・教職員

こども園、小中学校・高等学校の教職員などは、保育、教育活動などを通して、子どもたちの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける上で、深く、密接に関わる存在です。

そのため、教職員などが人権に関する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、指導力向上のための研修などの充実を図ります。

### (3) 医療関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を尊重し、プライバシーの保護に配慮した対応が求められます。

このため、医療・保健関係者の人権意識の高揚を図るため、人権について自主的な取り組みの実施を要請するとともに、病院や診療所などにおける人権教育・啓発の充実を働きかけ、医療・保健関係団体に対しても人権教育・啓発への積極的な取組が行われるよう促します。

### (4) 福祉関係者

民生委員・児童委員及び福祉施設や福祉サービス事業所などの従事者は、高齢者、障がいのある人をはじめとするさまざまな立場の人々の介護や生活相談などの業務に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシー保護への配慮という点

においても、高い人権意識が必要です。このため、福祉関係者の人権意識の高揚を図るための研修の充実に努めます。

#### (5) 市議会議員

地域の課題が多様で複雑化する中、地方自治体の意思決定機関である議会の果たす役割はますます重要となっています。その議会の議員は市民の代表者として、常に市民の人権を尊重して人権意識をもって市政を適切かつ円滑に遂行しなければならない職責を担っています。

このためにも、同和問題をはじめとしたさまざまな人権課題に対する正しい認識を持ち、豊かな人権感覚を確立できるよう研修を実施するなど自己研鑽に努め、人権教育・啓発の充実に努めます。

#### (6) マスメディア関係者

テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを通して多くの情報が提供され、市民の意識の形成や価値判断など、市民の生活に大きな影響を及ぼします。

マスメディアは、その影響力の大きさから、人権を守る有効な手段であると同時に、人権を侵害する危険性も持ち合わせています。

このためにも、マスメディア関係者が加入している団体に人権関連情報や各種研修会をはじめとした本市が実施するさまざまな人権啓発の取組みに関する情報を提供することにより、人権尊重の視点に立った取材活動や報道の実現を図ります。

#### (7) 消防職員など

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を火災や地震などの災害から守るという役割を担っており、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重はもちろん、被害者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

このような認識のもと、人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、今後も、市人権会議との連携を図りながら、さまざまな人権問題に関する職場内研修や自主的な取組を要請するとともに、更なる人権教育・啓発の推進を促します。

上記のほかの職業においても、職場内であらゆる人権課題についての配慮がなされるよう、情報を提供するとともに積極的な研修会への参加を促します。



## 6 計画の推進における各部局の取組

市基本構想の基本方針である「つながる未来を ともに創るまち 東かがわ」のまちづくりの実現は、すなわち人権のまちづくりを推進することでもあります。

本市の人権のまちづくりを構築するために、全庁体制での取り組みの中で、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発に係るさまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

### (1) 各部局

- |         |           |          |         |
|---------|-----------|----------|---------|
| ① 議会事務局 | ② 総務課     | ③ 財務課    | ④ 戦略情報課 |
| ⑤ 地域創生課 | ⑥ 危機管理課   | ⑦ 税務課    | ⑧ 人権推進課 |
| ⑨ 市民課   | ⑩ 福祉課     | ⑪ こども家庭課 | ⑫ 長寿保健課 |
| ⑬ 環境衛生課 | ⑭ 農林水産課   | ⑮ 建設課    | ⑯ 都市整備課 |
| ⑰ 会計課   | ⑱ 監査委員事務局 | ⑲ 教育総務課  | ⑳ 生涯学習課 |
| ㉑ 保育教育課 |           |          |         |

### (2) 各部局における取り組み内容

番号	課室名	人権教育・啓発に関する推進内容
①	議会事務局	○議員に対する人権教育・啓発に関する情報提供(人権啓発ちらしの配布など) ○議会だより(年4回)及びホームページ・SNSなどにおける人権尊重に配慮した情報発信
②	総務課	○市人材育成基本方針に基づき、すべての市職員の人権意識の高揚及び実践力を養うための職員研修会の計画的な開催 ○入札参加資格者などへの人権に関する情報提供などの推進(人権講演会への参加依頼)
③	財務課	○電算室の入退室者の記録の実施 ○個人情報の保護や適切な管理 ○情報セキュリティに関する職員研修の強化
④	戦略情報課	○広報紙、ホームページなど市からの情報発信内容における人権尊重意識への配慮・発信 ○新聞社、放送局などマスメディア関係者への人権関連情報の提供 ○出前講座実施における人権尊重意識への配慮
⑤	地域創生課	○市内企業に対しての人権教育・啓発に関する情報提供(人権啓発ちらしの配布など) ○指定管理施設である、讃州井筒屋敷、翼山温泉などの管理施設が安全で使いやすい機能を有しているかの再点検の実施 ○公共職業安定所などとの連携を図りながら市内企業などに対し、採用選考時における人権に配慮した公正採用に繋がる研修会などの開催と情報提供 ○国際交流協会を中心とした国際交流事業の推進(外国人との交流イベントの開催、日本語学習講座の開催) ○管理するコミュニティセンターなどの施設に人権に関するポスターの掲示 ○地域のニーズを把握しながら地域公共交通計画を策定

⑥	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会・自主防災組織など各種団体に対しての人権教育・啓発に関する情報提供</li> <li>○災害時に特別に支援が必要な要配慮者へ配慮した対応強化</li> <li>○犯罪被害者などに対する相談・支援</li> </ul>
⑦	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人情報の保護（庁内セキュリティ対策など）</li> </ul>
⑧	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権擁護委員と市内教育機関並びに市民団体への啓発活動や講話を通じて参加者の人権意識向上の促進</li> <li>○人権啓発推進委員と就学前施設、小中学校など並びに市内企業・各種団体への交流研修を行うことで参加者の人権意識向上の促進</li> <li>○男女共同参画の推進のため、講演会及びパネル展などの開催</li> <li>○個人や各種団体に対して人権研修を実施することで新しい参加者の人権意識の向上の促進</li> <li>○しあわせづくり研修会事業拡大のため、講師の登録者の増員</li> <li>○市人権会議組織に対する人権研修実施の推進</li> <li>○人権擁護審議会及び庁内検討会を活用して人権に関する人権施策を協議し、効果的な事業の計画立案</li> <li>○参加者の人権意識のさらなる向上を図るため参加体験型の研修を推進</li> <li>○広報紙、アプリ、ホームページ、チラシ、DVD など媒体物を活用した研修を通して参加者の人権意識向上の促進</li> <li>○インターネットによる人権侵害を防止する啓発の推進</li> <li>○教職員などを対象に隣保館で現地研修を通じて人権意識向上の促進</li> <li>○市職員を対象に計画的、効果的な研修を実施し、一人ひとりの人権意識の向上を促進</li> <li>○会計年度任用職員を対象としたさまざまな人権問題の基礎知識について、計画的、効果的な研修を実施し、正しい理解と知識の定着を図る</li> <li>○人権に関する相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の周知の徹底</li> <li>○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての周知・啓発及び登録の迅速な対応</li> </ul>
⑨	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○証明書など発行時における本人確認の徹底</li> <li>○弁護士、行政書士など八土業からの戸籍謄本など職務上請求に対する人権侵害などへの配慮（八土業から職務上請求時に対して、啓発ちらしを同封）</li> <li>○すべての人の人権に配慮した窓口対応の一層の強化（人権に配慮した言葉づかい）</li> </ul>
⑩	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての人権課題に配慮した行政施策の展開</li> <li>○障がい者差別の解消に向けた取り組みの推進</li> <li>○社会のバリア（社会的障壁）除去の推進</li> <li>○各種相談、支援体制の充実、強化と他の部署及び関係機関との連携強化</li> <li>○福祉施設などの職員、民生委員・児童委員、各種相談員ほか、福祉関係者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供</li> <li>○東かがわ市障がい者計画・障害福祉計画（障がい児福祉計画を含む）を策定し、共生社会の実現に向けての支援</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障がい者・精神障がい者の人権を擁護し、財産を守る成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の推進</li> <li>○災害弱者に対する避難行動要支援者登録の推進</li> <li>○災害時及び緊急時に備えて要支援者を支援する取り組み</li> <li>○職員向け手話の習得の取り組み</li> <li>○他言語訳機械操作習得の取り組み</li> </ul>
⑪	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊産婦、こども、子育て家庭などのさまざまな人権課題や人権尊重に配慮した行政施策の推進（子ども医療費支給事業など）</li> <li>○児童虐待予防に関する子どもの人権を尊重した支援・人権教育・啓発活動の推進と保護者への啓発</li> <li>○妊産婦、乳幼児及び子育てに関する相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化</li> <li>○こども家庭相談、ひとり親家庭に関する相談及び女性相談などの相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化（要保護児童対策地域協議会設置など）</li> </ul>
⑫	長寿保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険及び高齢者全般の相談・支援体制の充実、強化と他の部署及び関係機関との連携体制の構築（関係機関のネットワークの構築と地域ケア会議の開催）</li> <li>○虐待防止や認知症に対する理解の促進（関係者意見交換会の開催、高齢者など見守りネットワーク事業の普及）</li> <li>○生きがいつくりの支援</li> </ul>
⑬	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境美化委員に対しての人権教育・啓発に関する情報提供（環境美化促進委員会総会での人権啓発ちらしの配布など）</li> </ul>
⑭	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林漁業関係団体や農業委員会に対しての人権教育・啓発に関する情報提供（人権啓発ちらしの配布など）</li> </ul>
⑮	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路、河川、港湾、公共建築物などの工事施工にユニバーサルデザイン、バリアフリーを取り入れるなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの人権尊重に配慮したまちづくり事業の推進</li> <li>○工事施工業者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供（人権啓発ちらしの配布など）</li> <li>○関係委員に対しての人権教育・啓発に関する情報提供（人権啓発ちらしの配布など）</li> <li>○土地売買交渉対象に対する人権教育・啓発研修などの推進</li> <li>○来客に対して、分かりやすい説明を行うために説明資料などの提供</li> <li>○個人情報保護のため、証明書など個人情報を伴う発行の際の本人確認の厳守</li> <li>○国土利用計画及び土地利用計画に関し、人権尊重意識への配慮</li> </ul>
⑯	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道及び農業集落排水工事施工における人権尊重への配慮（工事期間中の地域住民などへのお知らせなどの配慮）</li> <li>○公共下水道などの地元説明会や受注業者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供（人権啓発ちらしの配布など）</li> <li>○都市計画事業などの施行において、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの理念など人権尊重意識に配慮した計画及び施行</li> <li>○公園、公営住宅などの工事施工にユニバーサルデザイン、バリアフリーを取り入れるなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの人権尊重に配慮したまちづくり事業の推進</li> </ul>

⑰	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定金融機関などへの人権啓発の推進（人権に関する情報提供など）</li> <li>○人権に配慮した窓口対応の強化</li> </ul>
⑱	監査委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監査委員に対しての人権教育などに関する情報の提供及び啓発推進活動（人権啓発チラシの配布・人権講演会などの開催案内の周知並びに参加斡旋）</li> <li>○監査収集資料における個人情報などの保護（施錠保管）</li> </ul>
⑲	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校教職員に対する人権教育の充実（人権講演会の参加など）</li> <li>○小中学校などを通じた保護者・P T Aに対する人権教育の充実・強化（参観授業の実施など）</li> <li>○いじめ、不登校などの人権課題の解消と相談・支援体制と充実・強化（学校でのグループワークトレーニングの実施など）</li> <li>○心身障がい児童生徒の人権に配慮した就学指導・支援体制の強化（特別支援教育支援員の配置など）</li> <li>○特別支援教育推進のための教職員の研修体制の充実と地域・家庭との連携を図った人権教育・啓発の充実（特別支援教育支援員の研修など）</li> <li>○子どもの生命や身体安全確保のための危機管理体制の整備推進（計画的な避難訓練など）</li> <li>○学校施設などのバリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの活用</li> <li>○外国籍、障がい児、ひとり親家庭などの児童生徒などに対する支援体制の充実強化（外国籍の児童生徒への語学支援、特別支援教育就学援助の支給など）</li> <li>○外国語指導助手などによる国際理解や国際交流事業などの推進（外国語指導助手の配置、中学生海外研修など）</li> <li>○男女共同参画を推進する教育の充実（教育計画への位置付け）</li> <li>○施設で生活する児童生徒の教育や進路の保障（進路指導担当による相談）</li> <li>○L G B T Q + 教育の推進（教職員の研修など）</li> <li>○同和問題をはじめあらゆる人権問題についての教育の推進</li> <li>○英語教育の推進と外国語指導のための人材確保</li> <li>○情報モラルの教育と教職員のスキルアップ</li> </ul>
⑳	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館などの生涯学習事業において人権教育・啓発の促進（人権推進課との共催によるハートフルコンサートなど）</li> <li>○スポーツ財団などの職員の人権教育・啓発の促進（人権研修会の参加）、スポーツ指導者などの人権教育・啓発リーダー養成（障がい者スポーツ教室参加など）</li> <li>○文化財保護団体などに対する人権教育・啓発の推進（人権講演会の案内など）</li> <li>○社会体育施設などの修繕及び改修時におけるバリアフリー化の推進</li> <li>○社会教育団体に対する人権教育・啓発の推進（人権講演会の案内など）</li> <li>○はたちの集いで人権啓発に関するちらしの配布</li> <li>○家庭教育学級で保護者対象に人権教育の実施</li> <li>○個人情報の保護の強化（図書館や公民館での受付など）</li> <li>○市立図書館で人権に関する啓発展示の実施</li> </ul>
㉑	保育教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの人権に配慮した行政施策の推進</li> <li>○就学前施設などにおける子育てに関する相談支援体制の充実及び関係機関（こども家庭センター、人権推進課）との連携強化</li> <li>○子どもの生命・身体安全確保のためのマニュアルの整備</li> <li>○就学前施設（私立認定こども園を含む。）の職員や園児の保護者に対する人権教育・啓発の充実（人権研修会への参加促進）</li> </ul>

		○就学前関連施設利用者に対するさまざまな人権教育・啓発の充実（保護者対象の人権研修会の実施）
① く ②①	全部局共通	○個人情報の保護及び管理



### (3) 成果指標（目標数値）

「左記事項を継続して実施」の目標値については今後5年間、毎年目標値以上の成果をめざして継続実施することを示している。

#### ○議会関係の広報紙、ホームページなどについて人権尊重に配慮した情報発信 （人権尊重に配慮した情報発信）

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
議会だより発行 年4回 ホームページ・SNS等からの情報発信 随時	左記事項を継続して実施

#### ○市人材育成基本方針に基づき、すべての職員の人権意識の高揚及び実践力を養うための人権問題研修会の開催（職員の人権関連の研修会の実施）

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
全職員が年1回以上の参加	左記事項を継続して実施

#### ○個人情報の管理

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
電算室の入退室管理	左記事項を継続して実施

#### ○広報紙、ホームページなど市からの情報発信内容における人権尊重意識への配慮・発信 （人権尊重に配慮した情報発信）

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
広報紙発行 月1回 ホームページ・東かがわアプリからの 情報発信 随時	左記事項を継続して実施

#### ○管理するコミュニティセンターなどの施設に人権に関するポスターなどの掲示 （LGBTQなど人権に関するポスターの掲示）

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
管理施設でLGBTQ+のほか人権課題 に関するものを掲示	左記事項を継続して実施

#### ○国際交流協会を中心とした国際交流事業の推進と市民を巻き込んだ外国人の人権課題に 対する教育・啓発の推進（外国人との交流イベントの開催）

現状 2025（令和7）年	目標値 2030（令和12）年
3回	4回

○工業団地誘致企業及び従業員に対する人権教育・啓発の推進に関する情報提供  
 (市内企業へ人権啓発に関するちらしを配布)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年間51社	年間60社

○自治会・自主防災組織など各種団体に対しての人権教育・啓発に関する情報提供  
 (自治会連絡協議会などの総会・役員会でのしあわせづくり研修会などを周知)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回	左記事項を継続して実施

○個人情報の保護 (庁内セキュリティ対策など)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
随時	左記事項を継続して実施

○市民や企業・団体に対して人権研修を実施することによる参加者の人権意識向上の促進  
 (市民意識調査による人権意識の向上)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
寝た子を起こすな論 回答率 32.2%	寝た子を起こすな論 回答率 30%

○すべての人の人権に配慮した窓口対応の一層の強化  
 (耳の聞こえにくい来庁者などに対しての軟骨伝導イヤホンの設置など)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
1個	3個

○就学前施設 (私立認定こども園を含む。) の職員や園児の保護者に対する人権教育・啓発  
 の充実 (人権研修会への参加促進)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
随時	左記事項を継続して実施

○児童虐待予防や女性に対する暴力根絶にかかる啓発及び情報提供  
 (オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンの実施)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回	左記事項を継続して実施

○福祉関係者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供などの推進  
 (民生委員・児童委員への啓発ちらし配布)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回以上	左記事項を継続して実施

○HIVなど特定疾患患者などに対する人権尊重への配慮及び市民教育・啓発の推進  
 (HIV・ハンセン病に関するポスターの掲示や啓発冊子の配布)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
長寿保健課窓口・集団健診会場などにて配布	左記事項を継続して市民啓発を推進

○介護保険及び高齢者全般の相談・支援体制の充実、強化と他の部署及び関係機関との連携体制の構築 (個別のケース会議の開催)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回	年5回

○認知症に対する理解の促進のための普及啓発活動  
 (パネル展、街頭啓発、認知症フェア等)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年3回	左記事項を継続して実施

○関係委員に対する人権啓発の推進 (環境美化促進委員会総会での啓発ちらし配布)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
なし	年1回

○農林漁業関係団体や農業委員会に対しての人権教育・啓発に関する情報提供  
 (人権啓発ちらしの配布など)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回以上	左記事項を継続して実施

○工事施工業者などに対する人権教育・啓発の推進と最新情報の提供  
 (人権啓発ちらしの配布など)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年2回	年3回

○公共下水道などの地元説明会や受注業者に対しての人権教育・啓発に関する情報提供  
(人権啓発ちらしの配布など)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年3回	左記事項を継続して実施

○指定金融機関などへの人権啓発の推進  
(人権啓発に関する情報提供)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
指定金融機関など 各1回	左記事項を継続して実施

○すべての人の人権に配慮した窓口対応の一層の強化  
(人権に配慮した言葉づかい)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
人権に配慮した対応の実施	左記事項を継続して実施

○関係委員に対してちらしなどの人権に関する最新情報を提供  
(人権啓発ちらしの配布及び人権講演会等への参加斡旋)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
監査委員へのちらし配布 年1回以上	左記事項を継続実施 監査委員任期中における人権講演会等への1回以上の参加(出席)を斡旋

○家庭教育学級で保護者対象に人権教育の実施  
(人権教育の実施回数)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
年1回	年1回以上

○市立図書館で人権に関する啓発展示の実施  
(啓発展示の実施回数)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
8月と12月の年2回入口展示台にて人権推進課と共同展示を実施	人権推進課と共同で実施する2回(8月と12月)以外で図書館独自で展示を1回実施する

○いじめ、不登校などの人権課題の解消

(ふれんど教室通級生へのキャリア教育の機会を増やす)

現状 2025 (令和7) 年	目標値 2030 (令和12) 年
1 件	3 件



(資料編)

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2000（平成12）年12月6日 法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

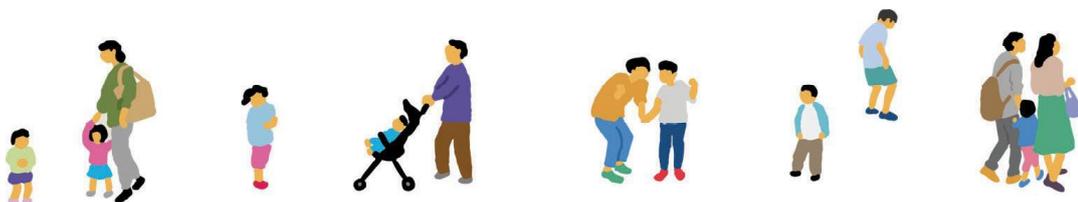
附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2016（平成28）年4月1日施行 法律第65号

2021（令和3）年5月改正 法律第56号

2024（令和6）年4月1日改正法施行 法律第68号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政

令で定めるもの

へ 会計検査院

5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置  
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅

滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第七号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理

由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(主務大臣)

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第 22 条 第 12 条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 25 条 第 19 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条から附則第 6 条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第 6 条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第 6 条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第 3 条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第 9 条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 9 条の規定により定められたものとみなす。(地方公共団体等職員対応要領に関する経

過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和3年6月4日法律第56号)

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

# 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

2016（平成28）年6月3日 法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することをせん煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### （基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努

めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」

2016（平成28）年12月16日 法律第109号

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなくてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 「東かがわ市人権擁護の推進に関する条例」

2017（平成29）年6月9日 東かがわ市条例第19号

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法並びに世界人権宣言を基本理念とし、あらゆる差別をなくし、人権を擁護するため、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市は人権教育、人権啓発等に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現を目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、行政の全ての分野において、国、県、学校、家庭、地域社会、企業、関係機関等と連携しながら、計画的かつ効果的に人権施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護に努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するとともに、自己啓発に努めなければならない。

（審議会）

第4条 市は、人権施策を円滑かつ効率的に推進するため、東かがわ市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策を推進するための方策、様々な人権問題への取組方法等について調査審議し、意見を述べることができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ■個別の人権課題における主な法律名などの抜粋

### (1) 性による差別

採択・策定・施行	主体	法律名など	趣旨など
1979（昭和54）年	国連	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において性差別の撤廃を目指し、「固定化された性別役割分担」の見直しを打ち出した。
1986（昭和61）年	国	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	あらゆる女性の差別をなくすことを目的に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など、女子労働者の福祉の増進に関する法律が施行された。2020（令和2）年より、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化された。
1992（平成4）年	国	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	男女ともに雇用環境を整備することを事業主に義務づけ、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合など、当該労働者に対して、個別に育児休業等に関する定めを周知することを求める。
1999（平成11）年	国	男女共同参画社会基本法	性差別を是正し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等原則を打ち出し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた。
2000（平成12）年	国	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示した。現在、第5次計画が策定されている。
2000（平成12）年	国	ストーカー行為の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、悪質な場合は逮捕することで被害を受けている方を守る法律。
2001（平成13）年	国	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律。
2016（平成28）年	国	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。 2026（令和8）年4月施行の改正法から、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化。

2016（平成28）年	国	次世代育成支援対策推進法	従業員 101 人以上の事業主が子育てに関する雇用環境や労働条件の整備のための行動計画を策定し、従業員へ周知するもの。
2024（令和6）年	国	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性への支援のための施策をすることで、人権が尊重され女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現することを目的とする。

## （2）子ども

採択・施行	主体	法律名など	趣旨など
1948（昭和23）年	国	児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する。
1959（昭和34）年	国連	児童の権利宣言	国連総会で採択。子どものより具体的な権利と大人の責務を規定した。
1989（平成元）年	国連	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	国連総会で採択。児童の権利について定める国際条約。日本は1994（平成6）年にこの条約を批准した。
1999（平成11）年	国	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）	児童の権利に関する条約の精神に基づき制定された。
2000（平成12）年	国	児童虐待の防止等に関する法律	児童虐待の防止を目的として制定された法律。
2003（平成15）年	国	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）	出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とした法律。
2013（平成25）年	国	いじめ防止対策推進法	いじめを定義して国や自治体、学校などの防止責任を定めた。
2014（平成26）年	国	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

2023（令和5）年	国	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした法律。
------------	---	--------	---

### （3）高齢者

施行	主体	法律名など	趣旨など
1995（平成7）年	国	高齢社会対策基本法	社会全体として高齢社会対策を推進していくため、国及び地方公共団体の責務などを明らかにした法律。
2000（平成12）年	国	介護保険法	高齢期における最も大きな不安要素となっていた高齢者介護について、社会全体で介護を支える新たな仕組みの法律。
2006（平成18）年	国	介護保険法 2000（平成12）年 高齢者虐待防止、高齢者の養 護者に対する支援等に関する 法律（高齢者虐待防止法）	高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、擁護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。
2024（令和6）年	国	共生社会の実現を推進する ための認知症基本法 （認知症基本法）	認知症の人を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的とする。

### （4）障がい者

採択・策定・施行	主体	法律名など	趣旨など
1970（昭和45）年	国	障害者基本法	障がい者の自立と社会参加をより一層推進するための法律。2004（平成6）年に大きく改正され、障がい者差別が禁止された。
1975（昭和50）年	国連	障害者の権利宣言	国連総会で採択。障がい者の諸権利を保護するための共通の基礎および指針として用いられることを確保するための国内的、国際的行動を要請した。
2002（平成14）年	国	障害者基本計画	生活支援、保健・医療などそれぞれの分野について施策の基本的方向を定めた計画により、現在、関係省庁一体となって横断的、総合的な施策推進を図っている。現在、第5次計画を策定され、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、取り組みを進めている。

2013（平成25）年	国	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、2006（平成18）年に制定された障害者自立支援法を改正したもの。
2024（令和6）年	国	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	改正法が2024（令和6）年4月1日付けで施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。
2006（平成18）年	国連	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	国連総会で採択。障がい者問題を社会問題と定義し、社会が障がい者のために配慮することを国際ルールとした。
2012（平成24）年	国	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、擁護者に対する支援措置をし、障がい者の権利利益の擁護を目的とする。
2016（平成28）年	国	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の禁止と解消を推進する。改正法が2024（令和6）年4月1日付けで施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。
2018（平成30）年	県	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例	障がいの有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らせる社会をめざす。

### （5）同和問題に関すること

提出・施行	主体	法律名など	趣旨など
1965（昭和40）年	同和対策審議会	同和対策審議会答申	同和問題は、人間の自由と平等並びに基本的人権に関わる課題であり、早急な解決が国の責務であり、国民的課題とした。
1969（昭和44）年	国	同和対策事業特別措置法（2002（平成14）年失効）	同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずる。
1982（昭和57）年	国	地域改善対策特別措置法（1987（昭和62）年期限切れ）	歴史的社会的理由により生活環境などの安定向上を阻害されている地域について政令で定める措置を講ずる。

1996（平成8）年	地域改善対策協議会	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（地域改善対策協議会の意見具申）	同和地区の住環境をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げているが、教育、就労、産業面の問題などには、なお格差が存在しており、残された課題については、今後、一般対策で対応すべきであるとされ、意見具申をした。
2013（平成25）年	国	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、2006（平成18）年に制定された障害者自立支援法を改正したもの。
2024（令和6）年	国	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別禁止法）	改正法が2024（令和6）年4月1日付けで施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。
1996（平成8）年	県	香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例	結婚や就職に際しての差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するために地区出身者かどうかの身元調査を規制した。
2016（平成28）年	国	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	部落差別の解消に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることで、部落差別を解消し、部落差別のない社会実現を目的とする。

## （6）外国人

採択・施行	主体	法律名など	趣旨など
1948（昭和23）年	国連	世界人権宣言	国連第3回総会（パリ）において、「すべての国とが達成すべき共通の基準」として、採択・この宣言には、全世界に通用する基本的人権の尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられている。
1965（昭和40）年	国連	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	国連総会で採択。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めた条約。日本は第146番目の締約国として1995年にこの条約に加入。
2016（平成28）年	国	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国などの責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

## (7) インターネットによる人権侵害

施行	主体	法律名など	趣旨など
2009（平成21）年	国	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずることにより青少年の権利を擁護する。（2018（平成30）年一部改正）
2025（令和7）年	国	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）	インターネット上の誹謗中傷や権利侵害への対策を強化する法律。SNS などの大規模プラットフォーム事業者に対し、苦情への対応期限を定めたり、どのような投稿が削除されるかの基準を公表したりすることを義務付けた。

## (8) 性的少数者（LGBTQ+など）

施行	主体	法律名など	趣旨など
2004（平成16）年	国	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）	医師の診断など一定の条件を満たせば性の変更を可能とする法律。 （注：LGBTQ+ ではTが対象）
2017（平成29）年	国	事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）の改定	男女雇用機会均等法で禁止しているセクハラに性的指向又は性自認も対象として追加された。
2023（令和5）年	国	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）	性的指向や性自認の多様性への国民の理解を深め、寛容な社会を実現することを目的とした法律。性的マイノリティの人々も「かけがえのない個人」として尊重されるべきであるという基本理念を掲げている。

## (9) その他

2000（平成12）年	国	成年後見制度	判断能力が不十分な人の権利を保護し、支援する制度。
2015（平成27）年	国	生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前あるいは保護脱却の段階での自立支援の強化を図るための法律。

施行	主体	法律名など	趣旨など
2002（平成14）年	国	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	路上生活者（ホームレス）の自立を支援し、ホームレスとなることを防ぐことを目的とする。支援を行う際に、ホームレスの人権に配慮することが定められている。
2005（平成17）年	国	犯罪被害者等基本法	犯罪被害者などに対する総合的な支援を定めたもの。2018（平成30）年には改正されて被害給付が引き上げられた。
2007（平成19）年	国	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としたもの。
2009（平成21）年	国	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）	ハンセン病関係者に対する差別の禁止、療養所の一般施設化などを定めたもの。
2019（令和元）年	国	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を推進するための法律。
2020（令和2）年	国	労働施策総合推進法（パワハラ防止法）	優越的立場を背景にした不当な言動を防止して労働者の就労環境を保護するもの。

※各法律については、随時改正あり

## 東かがわ市人権擁護審議会委員(策定時)

(順不同・敬称略)

No.	氏名	役職・所属団体名	備考
1	松本 安子	市人権啓発推進委員協議会	
2	堤 弘行	市議会 総務常任委員会委員長	
3	向井 明美	人権擁護委員	会長
4	竹上 精一	有識者	
5	槌本 恵子	市母子愛育会	
6	黒田 栄治	市人権会議企業啓発部会	
7	栗原 敏旨	市PTA連絡協議会	
8	政岡 克己	市人権会議学校教育部会	
9	福島 洋司	市民生委員児童委員協議会連合会	
10	富田 等	市老人クラブ連合会	副会長
11	赤山 良雄	市身体障がい者協会	
12	久保 輝起	副市長	
13	松浦 隆夫	教育長	

# 人権尊重都市宣言

私たちは、共に支えあい、人をはぐくみ、人を大切にするまちづくりをめざしたいと願っています。それは、一人ひとりが安心して豊かに暮らせることができるまちにすることです。そのために、基本的人権を正しく理解し、人が人としてお互いを認めあい、豊かな心がもてるよう努めなければなりません。

私たちは、差別や偏見をなくすために、人権意識の高揚を図る教育・啓発活動に積極的に取り組みます。そして、市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの主人公となり、輝く笑顔と希望に満ちあふれた「東かがわ市」にするため、ここに「人権尊重都市」の宣言を行います。

2003（平成15）年12月15日  
東かがわ市





第4次 東かがわ市人権教育・啓発に関する基本計画

2026(令和8)年4月

東かがわ市役所 総務部 人権推進課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1

☎ (0879) 26-1227

FAX (0879) 26-1337